

○石垣市立学校施設の使用に関する規則

昭和48年12月18日

教育委員会規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校施設の目的外使用(以下「使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学校」とは、石垣市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する小学校、中学校、及び幼稚園をいい、「学校施設」とは、学校の用に供する土地、建物及びこれらに附属する設備をいう。

(使用許可の申請)

第3条 学校施設の使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は学校施設使用許可申請書兼許可証(別記第1号様式)を当該学校の校長(園長を含む。以下同じ)に提出しなければならない。

2 社会教育による長期的な使用の申請及び許可については、別に定める。

(平11教委規則2・全改、平30教委規則6・一部改正)

(特別の設備等)

第4条 申請者は、学校施設の使用について、特別の設備、装備等をしようとするときは、前条第1項の申請書にその旨を記載しなければならない。

(使用の許可)

第5条 校長は、学校施設の使用を許可したときは、学校施設使用許可証(別記第1号様式)を申請者に交付するものとする。

2 校長は必要があると認めるときは、前項の使用許可について、条件を付することができる。

(平11教委規則2・一部改正)

(使用許可の制限)

第6条 校長は、次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公安を害し、風俗をみだしその他公共の福祉に反するおそれがあるとき。
- (3) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (4) 特定の政党の利害に関すること又は特定の政党、候補者の選挙運動とみなされるとき。
- (5) 学校施設の管理上支障があるとき。

(許可の取消し)

第7条 校長は、学校施設の使用を許可した後において、次の各号の一に該当する場合は、いつでもその許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号の一に該当するとき。
- (2) 許可の条件に従わないとき。
- (3) 学校の用に供するため必要を生じたとき。

(使用の変更)

第8条 学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を校長に申し出なければならない。

(使用の取消し)

第9条 使用者は、学校施設の使用を取り消そうとするときは、すみやかに学校施設使用取消届(別記第3号様式)を校長に提出しなければならない。

(平11教委規則2・一部改正)

(使用期間の制限)

第10条 学校施設の使用の時間は、午後10時をこえることができない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の守るべき事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的外に使用しないこと。
- (2) 使用の許可を受けていない学校施設を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで学校施設にはり紙をし又は釘類を使用しないこと。
- (5) 学校施設をき損し又は滅失したときは、ただちに校長に報告すること。
- (6) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (7) 前各号に掲げるものを除くほか、校長が指示したこと。

(参集者の制限)

第12条 使用者は、次の各号の一に該当する者を参集させてはならない。

- (1) 伝染性の病気にかかっていると認められるもの又は精神に異常があると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる者
- (3) 秩序又は風俗をみだすと認められる者

(取締責任者の設置)

第13条 使用者は、必要に応じて校長の指示によって取締責任者を置き、参集者を取締まらなければならない。

(係員の立入り)

第14条 校長は、必要があると認めるときは、係員をして使用中の学校施設に立ち入らせることができる。

(使用後の手続)

第15条 使用者は、学校施設の使用を終ったときは、ただちに係員の指示に従い、当該学校施設を原状に復さなければならない。

2 使用者は、前項に規定する事項を実施した後、当該学校の係員の検査を受け、学校施設の引継ぎを完了しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、学校施設をき損し、又は滅失したときは、ただちに原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成11年教委規則第2号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

供	校	教		
覧	長	頭		
確				
認				

学校施設使用許可申請書兼許可証				
年 月 日				
_____ 学校長 様				
申請者 団体名 住 所 氏 名 (電話 印)				
次のとおり学校施設を使用したいので申請します。				
学 校 名		区分	※ 年 月 分	
使 用 場 所	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ その他 []			
使 用 目 的				
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
使用上の管理方法				
使用人員及び対象				
特 別 の 設 備 等				
使用料の免除・減免を申請する理由				
※ 使 用 料	円	円 ×	時間 ×	日 = 円

※欄は記入しないで下さい

別紙の条件を付し、上記のとおり許可します。

年 月 日

石垣市立 学校(園)長 印

第2号様式

石垣市立学校施設使用許可条件

使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的外に使用しないこと。
- (2) 使用の許可を受けてない学校の他の施設を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで学校施設にはり紙をし又は釘類を使用しないこと。
- (5) 学校施設をき損し又は滅失したときは、ただちに校長に報告し、原形に復し又は、損害を賠償すること。
- (6) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (7) 後かたづけ、清掃、戸締り等を行うこと。
- (8) その他、学校長の指示したこと。

その他、遵守事項――

石垣市立小学校・中学校・幼稚園長
石 垣 市 教 育 委 員 会

第3号様式

石垣市立学校施設使用取消届		年	月	日
_____ 学校長 様				
申 請 者				
団体名				
住 所				
氏 名		印		
(電話		)		
年 月 日第 号をもって学校施設の使用許可を受けましたが次の理由により取り消したいので届けでします。				
〔理 由〕				

第1号様式

(平11教委規則2・全改)

第2号様式

(平11教委規則2・全改)

第3号様式

(平11教委規則2・全改)